

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 5月24日(水)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)

地裁委員 猪狩正文, 井上稔(兼務), 工藤一夫(兼務), 田中直宏, 中村元弥,
堀博子(兼務), 松本剛和(兼務), 横山茂敏

家裁委員 井上稔(兼務), 叶内初子, 工藤一夫(兼務), 佐藤和明, 芝木美沙子,
菅沼和歌子, 堀博子(兼務), 松本剛和(兼務), 三塚昌男, 餘
多分亜紀

事務局 高杉昌希裁判官, 矢野哲郎地裁事務局長, 本間良行家裁事務局長,
相原俊二刑事首席書記官, 田野中建一首席家裁調査官, 菅原誠地裁
事務局総務課長, 菅野晶子家裁事務局総務課長, 平野裕章地裁事務
局総務課課長補佐

4 議 事

- (1) 開会の言葉
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 委員交替の報告
- (4) 新任委員自己紹介
- (5) 「活発な裁判所委員会」調査への回答について

(事務局作成の回答案を配布。)

○ 配布の回答案は、事務局において作成したものであるが、回答すること及び回答の是非について委員の意見を伺いたい。

○ 回答すること及び回答案について特段の支障はない。

(回答案のとおり回答することで合意)

- (6) 意見交換テーマ「裁判員制度広報～地域に根ざした広報～」

○ 法務省作成の裁判員制度広報用映画「裁判員制度－もしもあなたが選ばれたら－」を見て、裁判員制度について何か質問はあるか。

○ 広報用映画は、多彩な役者を使い、殺人未遂事件という興味深いテーマについて評議を中心とした内容で作られているので、是非見ていただきたい。

○ 映画では、候補者が何十人も呼ばれていて、裁判員に選任されたその日にそのまま裁判をしていたように見えたが、実際にそうなる予定なのか。

(事務局説明：選任手続の細目は決まっていないが、出頭する裁判員の負担の軽減のため、午前中に選任手続を行い、午後から裁判を行うことをモデルとして考えている。)

○ 裁判員に選任されるかどうか分からない段階で、何日もスケジュールを空けなくてはいけないのか。

(事務局説明：連日開廷の方が参加しやすいのではないかと考えていたが、週に2日の開廷を何週間かにわたってやる方がよいとか、3日以上連続すると難しいという意見もある。そのような意見があれば、翌日又は翌週から裁判を行うということも考えていきたい。)

○ 裁判員と補充裁判員の適格者の数が満たされた段階で選任手続を終了するのか、全員について質問を行った後に裁判員と補充裁判員を選ぶのかといった問題もある。

○ 辞退したわけでもないのに裁判員に選ばれないという人が出てくると、選ばれなかった理由を聞きたいという人も出てくると思う。

○ くじで選ぶことになっている。

○ 人間的に問題のある人がいたらどうなるのか。

○ 検察官と弁護人は、それぞれ4人まで理由を示さずに裁判員から除外することができることとなっている。

○ 説明広報をしていく中で、参加しやすいシステムを考えているということの説明していかなければならない。ただ、選任手続と裁判の日とを分離する

という案もあるが、そうすると被告人の身体的拘束が長くなるという問題もある。

○ そういったケースでは、裁判所が保釈を認めればよい。いずれにしても色々なケースがあるということである。

○ 裁判員に指名された時期に会社の株主総会があり、自分が出席しなければならない場合など、どうしても出頭できないときはどうすればよいのか。

(事務局説明：個人事業主で、その人がいないと業務に支障が生じるといった場合や、会社員であっても、その人がいないと重大な支障が生じるといった場合には辞退が認められるとされている。細かな基準は決まっておらず、裁判官が判断することになっているが、あまり広く辞退を認めると裁判員になる人がいなくなってしまう。単に忙しいというだけでは認めにくいですが、株主総会で説明役になっており、その人以外では対応が難しいといった場合には認められやすいと思う。)

○ 最近、予め裁判員候補者から出頭困難な時期について聞いておくというのがあったと思うが、そのようなことは検討しているのか。

(事務局説明：そのような方向での検討もありうるということであり、そうすると決まったわけではない。第一次産業に就いている人であれば繁忙期も把握しやすいと思うが、第二次産業、第三次産業だと早くから忙しい時期を特定できるか実態が不明である。年中忙しいと言う人が多い場合、対応に窮することもありうる。)

○ 裁判員というのは国民の義務なのか。

○ そうである。法で定められている。

(事務局説明：正当な理由無しに出頭しなければ過料の制裁がある。)

○ 事前に質問書を出し、前科の有無や身体的問題点など一般的な除外事由について聴取し、裁判所での質問では、個別的な理由を言ってもらえばよいのではないか。

- 裁判員候補者として裁判所に呼び出されることが全くないと、「あの人は何か問題があるのではないか」という話になるのではないだろうか。特に小さな町では、そのようなことが心配される。
- 裁判員の対象事件は、旭川地裁で年間に18件程度であり、裁判所に呼び出されないことがそれほど目立つことではない。まだ心配する段階ではないと思う。
- 重大事件であれば、マスコミとしては、できる限り裁判員に接触し、情報を取るよう記者に伝えると思う。裁判員の氏名は公表されないということだが、職場に対し、裁判員に選ばれたという理由を伝えて休暇を取得すると、その過程でその人が裁判員であるという情報が広がっていく。周囲の理解がないと情報管理は難しいと思うが、そこは大丈夫なのだろうか。また、重大事件になれば、マスコミに情報を売る人が出てくるかもしれないとも思う。
- 公開の法廷で裁判をするのだから、基本的には傍聴していれば裁判の内容は分かるはずである。マスコミは、裁判員に何を話させようとしているのか。
- 裁判員にしか分からないこともあると思う。
- 裁判員がだれか分かれば、マスコミは接触すると思う。
- 世の中にはいろいろなマスコミがあるので、裁判員本人のほかにも、周辺の人についても情報をきちんと管理しなければ大変なことになると思う。
- 公判中は裁判員の顔は公開されるので、名前を公表しなくても傍聴すればだれが裁判員か分かるのではないか。
- 法服を着れば、だれが裁判官でだれが裁判員か分からなくなるという意見もある。

(事務局説明：評議の中身について漏らしてはいけないが、裁判員をやって大変だったなどの一般的な感想を述べることは差し支えない。マスコミが求めるであろう評議の結果が幾つ対幾つであったかというようなことは漏らしてはいけない。一般市民の方とお話ししたときは、報復の心配、セキュリティ

一の心配をする声が多かった。覆面を被るとか、マジックミラーを使うといった提案もあったが、だれに裁かれるのかが分からないというのは被告人が不安に思うのではないかという声もあった。）

- 覆面を被ったり、マジックミラーの後ろにいたりして、素性を明かさないで相手を裁くのは、司法や被告人に対し失礼である。顔を出して裁判するのが基本である。その上でセキュリティーをどうするのかを考えるべきである。一般的な話と守秘義務のある秘密に線引きをするは難しいのではないか。現在の事件であれば守秘義務も必要だと思うが、将来まで、墓場まで秘密を守っていくというのはどうかと思う。裁判官でも過去に担当した事件について本を書いている人もいる。5年、10年経てばセキュリティーの問題もクリアしたとして、守秘義務を外さなくてはいけないのではないか。
- 確かに墓場までは長いと思うが、裁判官が過去に関与した事件について解説する時でも評議の中身までは言わない。10年経ったから言ってもよいということは言えないと思う。
- 10年後といっても、オープンにすると更生しようとする人の足を引っ張ることになるのではないか。
- 公判の中で明らかになっていないことを出すことは良くない。
- 発言者の保護、関係者のプライバシーの保護という目的がある。いつか分かってしまうとなると自由な討議ができなくなる。

(事務局説明：オーストラリアでは、陪審員のセキュリティーについては特に問題になっていない。オーストラリアでは、質問をすることにより陪審員の心証が分かってしまうとして、陪審員は直接被告人に質問することが許されず、裁判官にメモを渡し、裁判官が質問することになっている。陪審員にも守秘義務はあるが、事件が終わってしまえば特に厳しく言われることもない。)

- 多くの事件は10年も経てばだれも省みないだろうし、10年経っても注

目されるような重大事件は少ないだろう。また、話すことにはプラスとマイナスの両面があると思う。マイナス面としては、意図的に情報を売ってしまう人がいるかもしれないということ、プラス面としては、裁判員にとって生涯秘密だと言われれば重荷になるだろうが、10年という期限が決まっていれば少しは楽になるし、人に話すことで裁判員の広報にもなると思う。

- ちょうど出所してきて更生しようとしているときに、そのような話が出てくると報復の問題も出てきやすい。10年も経てば、評議のことも忘れてしまうだろうし、重荷にもならないと思う。話す方がリスクが大きくなると思うので、一生守秘義務を負うのがよいと思う。

(事務局から裁判員制度についてのアンケート結果の概略について説明)

- 裁判員制度の広報も、周知広報から手続の内容を説明する広報へと移っていく。裁判員制度の運用の問題とともに、このような広報を行えば国民の協力を得られるといった意見をいただきたい。心理的負担を考えているのがどういう層で、どう取り組めば効果があるのか、克服するためにどのような広報を行うべきか。これまで、経営者の皆さんを対象に広報を行ってきたが、社員が裁判員に選ばれた場合、経営者の皆さんは協力してくれるだろうか。
- 悲観することはないと思う。いずれは皆がやらなくてはいけないことであれば前向きに取り組んでくれると思う。
- 理解してくれると思う。皆がやることなら反対する人はよほどでなければいけないと思う。
- 大きな会社は社会貢献という意味もあるので協力してくれると思うが、中小企業や零細企業では厳しいのではないか。
- 自分の経験では、中小企業だと社員数が少ないので、前もって日程が分かれば応援したいと言ってもらえたことがある。
- 以前に見たテレビ番組で、確かイタリアの教員の話だったと思うが、上司が理解のある人で、仕事にも役に立つと言って出してくれたのを見た。トッ

プの理解があればだいぶ違うと思った。

- 商工会議所にぜひ広報に来てほしい。また、商工会という組織もある。
- フリーターやパート従業員は、裁判に参加すると欠勤になってしまう。そのような人については、日程調整のほかにも金銭的なことについても考えなければいけないと思う。
- 1日拘束されたとしたら、どの程度の報酬額が適当だと思うか。
- ボランティアなら500円とか1000円だが、労働の対価と捉えるかボランティアと捉えるのか。
- アルバイトなら、時給600円から800円程度、1日8000円くらいが多いのではないか。
- 通常、委員報酬としては、1日七、八千円が相場である。
- 心理的な負担やセキュリティーの問題についてはどうか。
- 裁判に自分が関与できるのか、責任を全うできるのかという負担感が大きいのではないか。セキュリティーの問題はその次ではないか。
- 一生秘密を守らなければならないと言われることについてはどうか。
- 職業上の守秘義務を負っているので、守秘義務は守れると思うが、人を裁くということに抵抗感がある。重たい罰だと特にそう思う。
- 報道機関にも守秘義務はあるが、それは、法で定められているから守るのではなく、社会人の常識として守っているのである。
- 裁判員には、これまで守秘義務とは関係のなかった人たちも参加するので、裁判を行う者としての一般的な常識を法文化したものと考えている。
- 遠隔地の居住者が裁判員候補者となった場合、移動の心理的負担、物理的負担についてはどうか。裁判員に選ばれた場合の宿泊施設の案内などは、どうしたらよいか。
- 他で行われた会議では、目的地までの地図や宿泊費などを明確にしたほうがよいという意見があった。

- どの程度の情報があると安心してもらえるのか。小さい子供がいる，年寄りを抱えていると言われたとき，どのような支援がよいと思うか。
- 裁判所に託児所があれば最もよいが，難しいと思うので，近くの保育施設等の情報くらいは提供しないといけない。
- 検察庁が遠隔地から参考人を呼ぶときも，いろいろと情報提供している。
- 旅費くらいは支給されると思う。宿泊費についても，審理に携わる人には支給するべきだと思う。裁判所に託児所を設けるのは無理だと思うが，近くの保育所と提携し，一時保育をすることも考えられる。
- 模擬裁判で実際にやってみれば問題点も見えてくると思う。稚内から候補者を呼べば否応なしに問題点が見えてくる。
- 選ばれる選ばれないは別として，裁判員をお願いするからには情報提供が必要である。
- 提供してほしい情報に個人差はあるだろうが，情報の提供は必要である。
- この制度であれば，稚内に住んでいる人の場合はロスが多くなる。
- 交通手段や宿泊場所を自分で確保できる人はよいが，そうでない人もいるので，情報提供は必要である。
- 裁判員候補者を呼ぶ場合に，どのくらいの時間帯に呼ぶのが適切か。
- 午後の早い時間なら，稚内からでも可能だと思う。
- 選任を先にして，後日裁判をするのがよいと思う。選任されるかどうか分からない状態では，日程調整をしても無駄になる。
- どの様な運用をしても歩留まりを考えなくてはならず，候補者を多めに呼ぶことになるので，せつかく遠くから来てもらっても選ばれないこともある。
- 育児，介護については，よく考えておかななくてはいけない。そうしないと，家庭責任を持たない人ばかりが参加することになる。どうするのが良いのかは分からないが，今の段階からしっかり考えておく必要がある。
- 育児については，一時託児所を設けるなど，ある程度の解決方法はあると

思うが、介護については、要介護者を外に連れ出すことは困難であり、よい解決方法もなくして辞退する人が多いのではないか。

- ホームヘルパーを利用する方法はどうだろうか。
- 遠隔地から参加して宿泊の必要があるような人が、24時間の介護が必要な人を抱えているような場合には、近くにあるショートステイの施設を紹介することも必要ではないかと思う。
- そのような施設については、市役所等の福祉課で紹介してもらえらると思う。また、一概には言えないが、旭川のように施設の多いところであれば、ある程度前に日程が分かっていたら、受け入れてもらえらると思う。

(7) 次回期日

次回期日は、平成18年11月14日（火）午後1時30分とする。次回は、「少年への保護的措置」及び「調停委員・司法委員等の有為な人材の確保」について意見交換を行うこととする。

(8) 閉会の言葉

配 布 資 料

資料 1 旭川地方裁判所委員会，旭川家庭裁判所委員会資料

資料 2 アンケート結果のポイント

(配布資料添付省略)